

○舞鶴市災害危険区域に関する条例施行規則

平成 18 年 7 月 28 日

規則第 29 号

改正 平成 23 年 4 月 1 日規則第 20 号

平成 25 年 3 月 29 日規則第 18 号

平成 26 年 4 月 1 日規則第 14 号

平成 28 年 4 月 1 日規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、舞鶴市災害危険区域に関する条例(平成 18 年条例第 12 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域の指定等の公示)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項の規定による災害危険区域の指定又は廃止の公示は、次の各号の 1 以上により当該災害危険区域を明示して行うものとする。

(1) 字の名称及び地番

(2) 平面図及び横断図

(災害危険区域の閲覧)

第 3 条 市長は、前条の公示を行った場合は、当該公示に係る書類を建設部国・府事業推進室国・府事業推進課に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。

(平 23 規則 20・平 25 規則 18・一部改正)

(認定の申請)

第 4 条 条例第 4 条の規定による認定の申請は、舞鶴市災害危険区域内における建築物適用除外認定申請書(様式第 1 号)によるものとし、次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 位置図

(2) 配置図

(3) 立面図又は断面図

(4) 建築物の構造図(条例第 3 条第 1 号に掲げる建築物に係る申請を除く。)

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査の上、認定の適否を決定し、舞鶴市災害危険区域内における建築物適用除外認定(却下)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(平26規則14・一部改正)

(認定内容の変更)

第5条 前条第2項の規定により認定の通知を受けた者(以下「認定者」という。)は、当該認定の内容を変更する必要がある場合は、舞鶴市災害危険区域内における建築物適用除外認定変更承認申請書(様式第3号)に前条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付の上、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の変更承認申請書等の提出があった場合は、その内容を審査の上、承認の適否を決定し、舞鶴市災害危険区域内における建築物適用除外認定変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(平26規則14・追加)

(完了の報告)

第6条 認定者は、当該認定の決定を受けた建築物の建築が完了した場合は、その旨を舞鶴市災害危険区域内における建築物適用除外認定に基づく実施完了届(様式第5号)により、建築が完了した日から30日以内に市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の実施完了届の提出があった場合は、当該建築物を確認の上、届出の内容を審査し、その内容が適正であると認めたときは、舞鶴市災害危険区域内における建築物適用除外認定に基づく実施確認通知書(様式第6号)により当該届出を行った者に通知するものとする。

(平26規則14・追加)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平26規則14・旧第5条繰下)

附 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第20号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第18号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日規則第14号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第28号)  
この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

住所

申請者(建築主) 氏名 印

電話番号

舞鶴市災害危険区域内における建築物適用除外認定申請書

舞鶴市災害危険区域に関する条例第 4 条の規定により下記建築物が建築制限の適用除外に該当する旨の認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

建築予定地	舞鶴市
建築物の区分	<input type="checkbox"/> 舞鶴市災害危険区域に関する条例(以下「条例」という。)第 3 条第 1 号に該当する建築物 ・地盤面の高さ( ) m) <input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 2 号に該当する建築物 ・主要構造部の構造( ) ・住居部分の高さ( ) m) <input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 3 号に該当する建築物 ・設置期間( 年 月 日から 年 月 日まで)
建築の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
請負業者	業者名 住所 電話番号
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 立面図又は断面図 <input type="checkbox"/> 建築物の構造図 <input type="checkbox"/> その他( )

(注 1) 配置図及び立面図又は断面図は、条例第 3 条第 1 号に掲げる建築物に係る申請にあつては地盤面の範囲及び高さが確認できるものを、条例第 3 条第 2 号に掲げる建築物に係る申請にあつては住居部分の高さが確認できる図面を添付すること。

(注 2) 建築物の構造図は、条例第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物に係る申請にのみ添付すること。

様式第 2 号(第 4 条関係)

舞鶴市指令第

号

年 月 日

様

舞鶴市長

印

舞鶴市災害危険区域内における建築物適用除外認定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました建築物の適用除外認定について、下記のとおり決定しましたので、舞鶴市災害危険区域に関する条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 認定する	建築予定地	舞鶴市
		建築の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	<input type="checkbox"/> 却下する	理由	
その他特記事項			

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 3 号(第 5 条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

住 所

申請者(建築主) 氏 名 ⑩

電話番号

舞鶴市災害危険区域内における建築物適用除外認定変更承認申請書

年 月 日付け舞鶴市指令第 号で建築物の適用除外認定通知を受けた建築物について、下記のとおりその内容を変更し、建築物が建築制限の適用除外に該当する旨の認定を受けたいので、舞鶴市災害危険区域に関する条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、必要書類を添えて申請します。

記

変 更 内 容 及 び 理 由	
建 築 予 定 地	舞鶴市
建築物の区分	<input type="checkbox"/> 舞鶴市災害危険区域に関する条例(以下「条例」という。)第 3 条第 1 号に該当する建築物 ・地盤面の高さ( m) <input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 2 号に該当する建築物 ・主要構造部の構造( ) ・住居部分の高さ( m) <input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 3 号に該当する建築物 ・設置期間( 年 月 日から 年 月 日まで)
建 築 の 区 分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
請 負 業 者	業者名 住所 電話番号
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 立面図又は断面図 <input type="checkbox"/> 建築物の構造図 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 変更が生じた書類を添付すること。

様式第 4 号(第 5 条関係)

舞鶴市指令第 号

年 月 日

様

舞鶴市長

印

舞鶴市災害危険区域内における建築物適用除外認定変更承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のありました建築物の適用除外認定変更承認申請について、下記のとおり決定しましたので、舞鶴市災害危険区域に関する条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

変更承認内容			
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認	建築予定地	舞鶴市
		建築の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	<input type="checkbox"/> 不承認	理由	
その他特記事項			

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 5 号(第 6 条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

住 所

申請者(建築主) 氏 名 ⑩

電話番号

舞鶴市災害危険区域内における建築物適用除外認定に基づく実施完了届

年 月 日付け舞鶴市指令第 号で建築物の適用除外認定  
通知を受けた建築物について、建築が完了しましたので、舞鶴市災害危険区域に関  
する条例施行規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

建築物の所在地	舞鶴市
建築物の区分	<input type="checkbox"/> 舞鶴市災害危険区域に関する条例(以下「条例」という。)第 3 条第 1 号に該当する建築物 ・地盤面の高さ( m) <input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 2 号に該当する建築物 ・主要構造部の構造( ) ・住居部分の高さ( m) <input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 3 号に該当する建築物 ・設置期間( 年 月 日から 年 月 日まで)
建築の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
請負業者	業者名 住所 電話番号
建築完了年月日	年 月 日



様式第 6 号(第 6 条関係)

年 月 日

様

舞鶴市長

印

舞鶴市災害危険区域内における建築物適用除外認定に基づく実施確認通知書

年 月 日付で届出のありました建築物の適用除外認定に基づく実施完了届について、その内容が適正であると確認しましたので、舞鶴市災害危険区域に関する条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

建築物の所在地	舞鶴市
建築の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
その他特記事項	